

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律案要綱

第一 趣旨

この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとすること。（第一条関係）

第二 受給者の責務

子ども手当の支給を受けた者は、第一の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならぬものとすること。（第二条関係）

第三 定義

一 「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいうものとすること。（第三条第一項関係）

二 「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとすること。（第三条第二項関係）

第四 子ども手当の支給

一 支給要件

子ども手当は、次のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給するものとすること。

(第四条関係)

- (一) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- (二) 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- (三) 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

二 子ども手当の額

子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする」と。

(第五条関係)

三 認定

受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について

て、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならないものとすること。（第六条関係）

四 支給及び支払

(一) 市町村長は、三の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給するものとすること。（第七条第一項関係）

(二) 子ども手当の支給は、受給資格者が三の認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わるものとすること。（第七条第二項関係）

(三) 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払うものとすること。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとすること。（第七条第四項関係）

五 子ども手当の額の改定

子どもも手当の支給を受けている者につき、子どもも手当の額が増額又は減額することとなるに至った場合における子どもも手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日又は減額の事由が生じた日の属する月の翌月から行うものとすること。（第八条第一項及び第三項関係）

六 支給の制限等

支給の制限、未支払の子どもも手当の支払、支払の調整、不正利得の徴収について規定するものとすること。（第九条から第十三条まで関係）

七 受給権の保護

子どもも手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押えることができないものとすること。（第十四条関係）

八 公課の禁止

租税その他の公課は、子どもも手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができないものとすること。（第十五条関係）

九 公務員に関する特例

公務員については、所属庁が子ども手当を支給すること。（第十六条関係）

第五 費用

一 子ども手当の支給に要する費用の負担

(一) 子ども手当の支給に要する費用（第六の二により児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法の規定により支給する児童手當に相当する給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。）については、国が負担するものとすること。ただし、次に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、それぞれ次に定める者が負担するものとすること。（第十七条第一項及び第二項関係）

イ 各省各庁の長又はその委任を受けた者が認定をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 国

ロ 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用 当該都道府県

ハ 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費

用 当該市町村（特別区を含む。以下同じ。）

(二) 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担するものとすること。

（第十七条第三項関係）

二 市町村に対する交付

(一) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、受給資格者等の区分に応じて定める割合に相当する額を交付するものとすること。（

第十八条第一項関係）

(二) 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付するものとすること。（第十八条第二項関係）

第六 児童手当法との関係

一 児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識

児童手当法に規定する受給資格者に対する子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する部分が児童手当法の規定により支給する児童手当等の給付であるという基本的認識の下に、この章に定

めることによるものとすること。 (第十九条関係)

二 受給資格者における児童手当法の適用

(一) 受給資格者のうち児童手当法の児童手当の受給資格者（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対して支給されるべき児童手当の額（所得の制限の規定により児童手当が支給されない者については、当該所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童手当とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。

（第二十条第一項関係）

(二) 受給資格者のうち児童手当法の小学校修了前特例給付受給資格者（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者を含む。）に支給する子ども手当の額のうち、同法の規定によりその者に対し支給されるべき児童手当に相当する給付の額（所得の制限の規定により児童手当に相当する給付が支給されない者については、所得の制限の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当に相当する給付の額とする。）に相当する部分については、同法の規定により支給する児童

手当に相当する給付とみなし、児童手当法の一部の規定を適用するものとすること。（第二十条第二項関係）

三 平成二十二年度の月分の児童手当等の支給における特例

児童手当等の受給資格者は、平成二十二年度分の児童手当等について、児童手当等の支給要件に該当しないものとみなすものとすること。（第二十一条関係）

第七 雜則

一 子ども手当に係る寄附

(一) 受給資格者が、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するため、当該受給資格者に子ども手当を支給する市町村に対し、子ども手当の支払を受ける前に、当該市町村に寄附する旨を申し出たときは、当該市町村は、当該寄附を受けるため、受給資格者が支払を受けるべき子ども手当の額のうち当該寄附に係る部分を、受給資格者に代わって受けることができるものとすること。（第二十三条

第一項関係）

(二) 市町村は、(一)により受けた寄附を、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために使用

しなければならないものとすること。 （第二十三条第二項関係）

二 時効等

時効、期間の計算、不服申立てと訴訟との関係、受給資格者の届出、市町村長の調査及び資料の提供等、公務員に子ども手当を支給する所属長の厚生労働大臣への報告並びに都道府県知事及び市町村長の意見の申出について定めるものとすること。 （第二十四条から第三十条まで関係）

三 事務の区分

この法律（一及び厚生労働大臣への意見の申出を除く。）の規定により市町村が処理することとされている事務（受給資格者が公務員である場合の所属庁が行う認定等に関する事務を含む。）は、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）に規定する第一号法定受託事務とすること。 （第三十一条関係）

四 厚生労働省令への委任

この法律に特別の規定があるものを除くほか、この法律の実施のための手続その他その執行について必要な細則は、厚生労働省令で定めるものとすること。 （第三十二条関係）

五 罰則

偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者は、三年以下の懲役又は三十万円以下の罰金に処するものとすること。ただし、刑法に正条があるときは、刑法によるものとすること。（第三十一条関係）

第八　その他

その他所要の規定の整備を行うものとすること。

第九　施行期日等

一　施行期日

この法律は、平成二十二年四月一日から施行するものとすること。ただし、四については公布の日から施行するものとすること。（附則第一条関係）

二　検討

政府は、子ども手当の平成二十三年度以降の制度の在り方等について検討を加え、その結果に基づいて必要な措置を講ずるものとすること。（附則第二条関係）

三　経過措置及び関係法律の整備

施行日の前日における児童手当等の受給者が、施行日において子ども手当の支給要件に該当するときは、子ども手当の認定の請求があつたものとみなし、施行日の属する月から子ども手当の支給を始めるものとするなど、この法律の施行に関し必要な経過措置を定めるとともに、関係法律について所要の規定の整備を行うものとすること。（附則第三条から第十九条まで関係）

四　三に定めるもののほか、この法律の施行に関し必要な経過措置は、政令で定めるものとすること。（

附則第二十条関係）

平成二十二年度における子ども手当の支給に関する法律

目次

第一章 総則（第一条 第三条）

第二章 子ども手当の支給（第四条 第十六条）

第三章 費用（第十七条・第十八条）

第四章 児童手当法との関係（第十九条 第二十二条）

第五章 雜則（第二十三条 第三十三条）

附則

第一章 総則

（趣旨）

第一条 この法律は、次代の社会を担う子どもの健やかな育ちを支援するために、平成二十二年度における子ども手当の支給について必要な事項を定めるものとする。

（受給者の責務）

第二条 子ども手当の支給を受けた者は、前条の支給の趣旨にかんがみ、これをその趣旨に従つて用いなければならない。

(定義)

第三条 この法律において「子ども」とは、十五歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者をいう。

2 この法律にいう「父」には、母が子どもを懐胎した当時婚姻の届出をしていないが、その母と事实上婚姻関係と同様の事情にあつた者を含むものとする。

第二章 子ども手当の支給

(支給要件)

第四条 子ども手当は、次の各号のいずれかに該当する者が日本国内に住所を有するときに支給する。

- 一 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母
- 二 父母に監護されず又はこれと生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持する者
- 三 子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするその父又は母であつて、父母に監護されず又はこれ

と生計を同じくしない子どもを監護し、かつ、その生計を維持するもの

2 前項第一号又は第三号の場合において、父及び母が共に当該父及び母の子である子どもを監護し、かつ、これと生計を同じくするときは、当該子どもは、当該父又は母のうちいずれか当該子どもの生計を維持する程度の高い者によつて監護され、かつ、これと生計を同じくするものとみなす。

(子ども手当の額)

第五条 子ども手当は、月を単位として支給するものとし、その額は、一月につき、一万三千円に子ども手当の支給要件に該当する者（以下「受給資格者」という。）に係る子どもの数を乗じて得た額とする。

(認定)

第六条 受給資格者は、子ども手当の支給を受けようとするときは、その受給資格及び子ども手当の額について、住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）の認定を受けなければならない。

2 前項の認定を受けた者が、他の市町村（特別区を含む。以下同じ。）の区域内に住所を変更した場合において、その変更後の期間に係る子ども手当の支給を受けようとするととも、同項と同様とする。

(支給及び支払)

第七条 市町村長は、前条の認定をした受給資格者に対し、子ども手当を支給する。

2 子ども手当の支給は、受給資格者が前条の規定による認定の請求をした日の属する月の翌月から始め、

平成二十三年三月（同年二月末日までに子ども手当を支給すべき事由が消滅した場合には、当該子ども手当を支給すべき事由が消滅した日の属する月）で終わる。

3 受給資格者が住所を変更した場合又は災害その他やむを得ない理由により前条の規定による認定の請求をすることができなかつた場合において、住所を変更した後又はやむを得ない理由がやんだ後十五日以内にその請求をしたときは、子ども手当の支給は、前項の規定にかかわらず、受給資格者が住所を変更した日又はやむを得ない理由により当該認定の請求をすることができなくなつた日の属する月の翌月から始める。

4 子ども手当は、平成二十二年六月及び十月並びに平成二十三年二月にそれぞれの前月までの分を、同年六月に同年二月分及び三月分を、それぞれ支払う。ただし、前支払期月に支払うべきであつた子ども手当又は支給すべき事由が消滅した場合におけるその期の子ども手当は、その支払期月でない月であつても、支払うものとする。

(子ども手当の額の改定)

第八条 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が増額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その者がその改定後の額につき認定の請求をした日の属する月の翌月から行う。

2 前条第三項の規定は、前項の改定について準用する。

3 子ども手当の支給を受けている者につき、子ども手当の額が減額することとなるに至った場合における子ども手当の額の改定は、その事由が生じた日の属する月の翌月から行う。

(支給の制限)

第九条 子ども手当は、受給資格者が、正当な理由がなくて、第二十八条第一項の規定による命令に従わず、又は同項の規定による当該職員の質問に応じなかつたときは、その額の全部又は一部を支給しないことができる。

第十条 子ども手当の支給を受けている者が、正当な理由がなくて、第二十七条の規定による届出をせず、

又は同条第二項の規定による書類を提出しないときは、子ども手当の支払を一時差し止めることができる。

(未支払の子ども手当)

第十一條 子ども手当の受給資格者が死亡した場合において、その死亡した者に支払うべき子ども手当で、まだその者に支払っていなかつたものがあるときは、その者が監護していた子どもであつた者にその未支払の子ども手当を支払うことができる。

(支払の調整)

第十二条 子ども手当を支給すべきでないにもかかわらず、子ども手当の支給としての支払が行われたときは、その支払われた子ども手当は、その後に支払うべき子ども手当の内払とみなすことができる。子ども手当の額を減額して改定すべき事由が生じたにもかかわらず、その事由が生じた日の属する月の翌月以降の分として減額しない額の子ども手当が支払われた場合における当該子ども手当の当該減額すべきであった部分についても、同様とする。

(不正利得の徴収)

第十三条 偽りその他不正の手段により子ども手当の支給を受けた者があるときは、市町村長は、国税徴収の例により、受給額に相当する金額の全部又は一部をその者から徴収することができる。

2 前項の規定による徴収金の先取特権の順位は、国税及び地方税に次ぐものとする。

(受給権の保護)

第十四条 子ども手当の支給を受ける権利は、譲り渡し、担保に供し、又は差し押さえることができない。

(公課の禁止)

第十五条 租税その他の公課は、子ども手当として支給を受けた金銭を標準として、課することができない。

(公務員に関する特例)

第十六条 次の表の上欄に掲げる者（以下「公務員」という。）についてこの章の規定を適用する場合においては、第六条第一項中「住所地の市町村長（特別区の区長を含む。以下同じ。）」とあり、並びに第七条第一項及び第十三条第一項中「市町村長」とあるのは、それぞれ同表の下欄のように読み替えるものとする。

-
- 一 常時勤務に服することを要する国家公務員
 - その他政令で定める国家公務員（独立行政法

人通則法（平成十一年法律第二百三号）第二条
当該国家公務員の所属する各省各庁（財政法（昭和二十二年法律第三十四号）第二十一条に規定する各省各庁をいう。以下同じ。）の長（裁判所にあって

第二項に規定する特定独立行政法人に勤務する者を除く。)

は、最高裁判所長官とする。以下同じ。) 又はその委任を受けた者

二 常時勤務に服することを要する地方公務員その他政令で定める地方公務員（地方独立行政法人法（平成十五年法律第二百十八号）第二条第二項に規定する特定地方独立行政法人に勤務する者を除く。）

当該地方公務員の所属する都道府県若しくは市町村の長又はその委任を受けた者（市町村立学校職員給与負担法（昭和二十三年法律第二百三十五号）第一条又は第二条に規定する職員にあつては、当該職員の給与を負担する都道府県の長又はその委任を受けた者）

2 第六条第二項の規定は、前項の規定によつて読み替えられる同条第一項の認定を受けた者が当該認定をした者を異にすることとなつた場合について準用する。

3 第一項の規定によつて読み替えられる第六条第一項の認定を受けた者については、第七条第三項中「住所を変更した」とあるのは、「当該認定をした者を異にすることとなつた」と読み替えるものとする。

（子ども手当の支給に要する費用の負担）

第十七条 子ども手当の支給に要する費用（第二十条第一項又は第二項の規定に基づき児童手当法（昭和四十六年法律第七十三号）の規定により支給する児童手当又は同法附則第七条第一項の給付とみなされる部分の支給に要する費用を除く。次項において同じ。）については、国が負担する。

2 次の各号に掲げる子ども手当の支給に要する費用は、前項の規定にかかわらず、それぞれ当該各号に定める者が負担する。

一 各省各庁の長又はその委任を受けた者が前条第一項の規定によつて読み替えられる第六条の認定（以下この項において単に「認定」という。）をした国家公務員に対する子ども手当の支給に要する費用
用 国

二 都道府県知事又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用
用 当該都道府県

三 市町村長又はその委任を受けた者が認定をした地方公務員に対する子ども手当の支給に要する費用

当該市町村

3 国庫は、予算の範囲内で、子ども手当に関する事務の執行に要する費用を負担する。

(市町村に対する交付)

第十八条 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の支給に要する費用のうち、次の各号に掲げる費用の区分に応じ、当該各号に定める割合に相当する額を交付する。

一 被用者（児童手当法第十八条第一項に規定する被用者をいう。次号、第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過しない子どもとする。以下この号及び次号において同じ。）がいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十三分の一

二 被用者等でない者（被用者又は公務員でない者をいう。第二十七条第一項及び第二十八条第一項において同じ。）であつて三歳に満たない子どもがいるものに対する費用（当該三歳に満たない子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

三 三歳以上の子ども（月の初日に生まれた子どもについては、出生の日から三年を経過した子どもとす

る。次号において同じ。）であつて十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にあるもの（以下この号から第六号までにおいて「三歳以上小学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限り、次号から第六号までに掲げる費用を除く。）三十九分の二十九

四 その者に係る三歳以上の子どもがすべて三歳以上小学校修了前の子どもであり、かつ、当該三歳以上小学校修了前の子どもが三人以上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から二を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。）三十九分の十九

九

五 三歳以上小学校修了前の子どもが二人以上あり、かつ、十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した児童手当法第三条第一項に規定する児童（次号において「小学校修了後高等学校修了前の児童」という。）が一人いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数から一を控除して得た数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。）三十九分の十九

六 三歳以上小学校修了前の子どもが一人以上あり、かつ、小学校修了後高等学校修了前の児童が二人以

上いる者に対する費用（当該三歳以上小学校修了前の子どもの数に一人当たりの子ども手当の額を乗じて得た額に係る部分に限る。） 三十九分の十九

七 十二歳に達する日以後の最初の三月三十一日を経過した子ども（以下この号並びに附則第四条第二号及び第五条において「小学校修了後中学校修了前の子ども」という。）がいる者に対する費用（当該小学校修了後中学校修了前の子どもに係る子ども手当の額に係る部分に限る。） 十分の十

2 政府は、政令で定めるところにより、市町村に対し、市町村長が第七条第一項の規定により支給する子ども手当の事務の処理に必要な費用を交付する。

第四章 児童手当法との関係

（児童手当等受給資格者に対する子ども手当の支給の基本的認識）

第十九条 第二十二条に規定する児童手当等受給資格者に対する子ども手当に関しては、前二章に定めるもののほか、当該子ども手当の額のうち児童手当法の規定により支給する児童手当その他給付の額に相当する部分が同法の規定により支給する児童手当その他給付であるという基本的認識の下に、この章に定めるところによる。

(受給資格者における児童手当法の適用)

第二十条 受給資格者のうち児童手当法第六条第一項に規定する受給資格者（同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同法の規定によりこれらの人に対する支給されるべき児童手当の額（同法第五条第一項の規定により児童手当が支給されない者については、同項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき児童手当の額とする。）に相当する部分を、同法の規定により支給する児童手当とみなして、同法第十八条（第四項を除く。）、第二十条から第二十二条まで、第二十三条（第二項を除く。）、第二十四条から第二十五条まで及び第三十条の規定を適用する。

2 受給資格者のうち児童手当法附則第七条第四項第一号に規定する小学校修了前特例給付受給資格者（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者を含む。）に該当する者に支給する子ども手当については、当該子ども手当の額のうち同条第一項の規定によりこれらの人に対する支給されるべき給付の額（同条第二項の規定により同条第一項の給付が支給されない者については、同条第二項の規定の適用がないとしたならば支給されるべき同条第一項の給付の額とする。）に相当する部分を、同法の規定によ